

# みやけい交通安全ニュース

発行：宮崎県警察本部交通企画課 R7-No. 22 (2025. 12. 26)



## 自転車の交通反則通告制度について

令和8年4月1日から、**16歳以上の者による自転車の一定の交通違反（反則行為）**に交通反則通告制度（いわゆる青切符）が適用されます。

「青切符」による取締りを受ける例

～悪質・危険な違反行為～

- 重大な事故に直結する違反をした場合
- 違反により交通の危険を生じさせた場合
- 警察官の警告に従わなかった場合

### 自転車の交通違反の指導取締りの流れ

交通違反の認知

#### 指導警告

例・スピードを出して歩道を通行  
・16歳未満の者による違反

悪質・危険な違反行為に該当

#### 検挙

重大な交通違反や交通事故を起こしている場合

重大な交通違反…酒酔い運転  
酒気帯び運転など

16歳以上の者による反則行為に該当する場合

#### 刑事手続

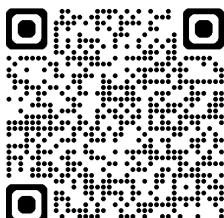
#### 青切符

※違反をして青切符が交付された場合、反則金を納付すると刑事手続に移行せず、起訴はされません。

### 青切符の対象となる交通違反と反則金（例）

自転車の交通反則通告制度や詳細な交通ルールについては、下記の二次元コードから確認できますので、こちらも確認をお願いします。

【↓交通反則通告制度↓】



宮崎県警察HP  
二次元コード



毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。